

答申第 731 号

令和元年 9 月 6 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会
会長 常岡 孝好

行政文書公開処分に関する審査請求について（答申）

平成 30 年 6 月 5 日付けで諮問された特定事項取組根拠文書公開の件（諮問第 823 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、公開請求の対象となる文書として、特定協議会会則を特定の上公開したことは、結論において妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成30年4月2日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、実施機関が特定新駅設置を含む特定地域のまちづくり（以下「特定まちづくり事業」という。）に積極的に取り組む根拠となる文書（以下「本件対象文書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、平成30年4月16日付けで、特定協議会会則を対象文書として特定の上、そのすべてを公開する決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成30年5月1日付けで、知事に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が実施機関に提出した審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件対象文書の特定について

ア 本件請求の対象となる真実の根拠となる文書が公開されていない。

イ 以下のことから、本件対象文書に該当する文書は、実施機関が平成19年1月31日付けで取り交わした確認書（以下「本件確認書」という。）及び特定新駅設置を含む特定地域のまちづくりについて、特定企業から知事に対してなされた要請に係る文書（以下「本件要請文書」という。）である。

(ア) 平成18年4月及び7月に知事が特定企業を訪問し、特定施設の誘致活動を行っている。

(イ) 平成18年12月25日特定地区都市拠点総合整備事業業務進行管理記録票には、実施機関の職員が、特定企業から知事に対して特定新駅を含む

特定地域のまちづくりに係る要請がなされているとの発言があった旨記載されている。

(ウ) 平成19年1月31日付けで本件確認書が取り交わされている。

(エ) 平成19年1月31日に特定企業が特定助成制度を申請したことに関して、神奈川県と共同記者発表を行っているが、翌日の新聞報道によると、神奈川県が、特定新駅設置を含む特定地域のまちづくりについては、神奈川県と特定2市が協力して行うと発言している。一般的に、かかる発言趣旨は、神奈川県が当該まちづくりの主体であると解されるものである。

(オ) 平成19年2月16日付け特定地区特定委員会設置に関わる四者協議報告には、実施機関の職員が、実施機関が特定地区の都市計画や特定新駅設置に積極的に関わっていく旨、特定新駅設置費用については、何らかの負担をしなければならないと考えている旨発言している。

(2) その他

実施機関は、平成29年度の特定地区のまちづくりの検討調査に係る会議に15回参画しているが、回数が非常に多く異常である。

4 実施機関（県土整備局都市部交通企画課）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書及び当審査会での実施機関の職員による口頭説明に基づき整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件対象文書について

ア 特定協議会会則について

審査請求人は、実施機関が新駅設置を含む特定地域のまちづくりに積極的に取り組む根拠文書を公開請求している。特定協議会は、特定地区のまちづくりを目的とした組織であり、他に同地区のまちづくり事業を行っている組織は存在しない。そして、特定協議会会則第2条には、同協議会の目的として、特定地区において、地域特性を活かした新たなまちづくりを進める旨が記載されており、同会則4条には、実施機関が同協議会の構成員である旨が記載されている。そのため、実施機関は、同会則が本件請求の趣旨に合致する文書であると判断し、本件対象文書と

して特定した。

イ その他の文書について

(ア) 特定まちづくりの取組については、平成3年3月に実施機関、特定2市及び特定事業団の4者で共同調査を開始し、平成6年2月に特定協議会の前身である特定事業推進協議会を設立している。そのため、特定協議会会則以外に本件対象文書として考えられるものは、平成3年又は平成6年より前に作成された議事録等である。

(イ) 当時、特定協議会の協議内容及び協議経過が記載された議事録等は、神奈川県行政文書管理規則（以下「規則」という。）第4条第4項に規定するファイル基準表において、「湘南地区整備連絡協議会総会・各種会議」に分類し、規則第9条の規定に基づき、保存期間を3年と定めて保存及び管理を行っていた。

保存期間を満了した文書は、保存期間を1年又は常用と定めたものを除き、規則第15条第1項の規定に基づき神奈川県立公文書館（以下「公文書館」という。）の長（以下「公文書館長」という。）に引き渡すこととされ、引き渡された行政文書について、神奈川県立公文書館条例第4条第1項及び第2項の規定に基づき、知事が定める基準により歴史資料として重要なものを公文書館長が選別の上保存し、その余については速やかに廃棄することとされている。また、条例第3条第1項第2号の規定により、公文書館が当該施設の設置目的に応じて歴史資料として保存している資料については、公開請求の対象となる行政文書には該当しないとされている。

よって、保存期間を満了した文書については、廃棄又は行政文書該当性を欠くことにより、文書不存在となるものである。

(ウ) これを本件にあてはめると、本件対象文書に該当する可能性のある文書は、平成3年3月又は平成6年2月より前に作成された特定まちづくりに係る会議等の議事録等であることから、これらの文書は遅くとも平成6年度までに処理済みとなり、平成9年度まで3年間保存された後、順次公文書館に引き渡されるのが規則に従った処理となる。そして、前記(イ)のとおり、公文書館に引き渡された文書については、

歴史資料として保存されるか、又は廃棄されることにより文書不存在となる。そのため、特定協議会会則以外に本件対象文書に該当する文書は存在しない。

5 審査会の判断理由

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第6条の規定に基づき、委員を指名し、指名委員は実施機関の職員による口頭説明を聴取した。

その結果も踏まえ、次のとおり判断する。

(1) 本件対象文書について

ア 本件対象文書として想定される文書

審査請求人は、本件請求において、本件対象文書として実施機関が特定新駅設置を含む特定地域のまちづくりに積極的に取り組む根拠となる文書を公開請求しているが、当審査会が確認したところ、当該文書は、特定地域のまちづくりが実施されるに当たっての根拠を求めたものであることが認められる。

通常、実施機関が何らかの事務事業を実施するに当たっては、当該事務事業の必要性、事業内容等の検討、実際に当該事務事業を行うことについての意思決定等がなされるものである。このことから、実施機関が事務事業を実施することの根拠に該当する文書は、当該事業の必要性、事務内容等の検討、意思決定等の内容や経過記録等が記載された文書が該当すると解される。

また、当該文書等については、通常、実際に事務事業が実施される以前に作成又は取得されるものであることも認められる。

イ 本件対象文書の特定について

(ア) 実施機関は、本件対象文書について、特定協議会会則を特定し、その他の文書については仮に作成していたとしても、保存期間満了により不存在である旨説明しているため、以下、この点について検討する。

(イ) 当審査会が確認したところ、平成3年3月に特定まちづくりに向けた調査が、実施機関、特定2市及び特定事業団の4者で開始され、平成6

年2月には、特定協議会の前身である特定事業推進協議会が設立されたことが認められる。このことから、本件対象文書に該当する文書が存在するとすれば、前記アのとおり、実際に当該事務事業が実施される以前、つまり、平成3年3月又は平成6年2月より前に、特定まちづくりの取組について検討した内容や検討経過等が記載された文書等が該当すると解される。

- (ウ) 当審査会が確認したところ、実施機関が説明するとおり、保存期間を満了した文書は、保存期間を1年又は常用と定めたものを除き、規則第15条第1項の規定に基づき公文書館長に引き渡すこととされ、引き渡された行政文書について、神奈川県公文書館条例第4条第1項及び第2項の規定に基づき、知事が定める基準により歴史資料として重要なものを公文書館長が選別の上保存し、その余について、速やかに廃棄することとされていることが認められる。また、条例第3条第1項第2号では、公文書館が当該施設の設置目的に応じて歴史資料として保存している資料については、公開請求の対象となる「行政文書」には該当しない旨定められていることが認められる。

以上を踏まえると、保存期間を満了した文書については、廃棄又は行政文書該当性を欠くことにより、文書不存在となることが認められる。

- (エ) これを本件についてみると、本件対象文書が作成又は取得されているとすれば、これらの文書は、実施機関が定めたファイル基準表において「特定地区整備連絡協議会総会・各種会議」に分類され、その保存期間は3年であることが認められる。そのため、これらの文書は、前記(ウ)のとおり、遅くとも平成6年度までに処理済みとなり実施機関において3年間保存された後、平成9年度までに公文書館に引き渡されることから、実施機関においては文書不存在となることが認められる。
- (オ) 実施機関は、本件対象文書として、特定協議会会則を特定しているが、本件対象文書に該当する文書は、前記(エ)のとおり、平成3年3月又は平成6年2月より前に、特定まちづくりの取組について検討した内容や検討経過等が記載された文書等である。そして、当審査会が確認したところ、同会則はこれらの文書等には該当しないことが認められることから、

特定協議会会則は、本件対象文書には該当しないと判断する。

(カ) 本件対象文書については、前記(イ)から(エ)までのとおり、実施機関において文書が存在しないことが認められるが、実施機関は、特定協議会会則を特定している。このような場合においては、本件処分を取り消して、改めて条例第10条第3項により、本件対象文書は不存在と決定する意味はないことから、実施機関が特定協議会会則を特定したことは、結論において妥当と言わざるを得ない。

ウ 審査請求人が本件対象文書として特定すべきとする文書

なお、審査請求人は、前記3(1)イのとおり、本件要請文書及び本件確認書を本件対象文書として特定すべき旨主張するが、前記ア及びイのとおり、本件対象文書は実施機関において管理していないことから、実施機関がその余の文書を特定しなかったことについて、特段不合理な点は認められない。

(2) その他

審査請求人は、前記3(2)のとおり、実施機関の事務事業について主張や疑問を呈しているが、当審査会は、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第5条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第3条第1項に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議するものであって、これらの審査請求人の主張を調査審議する立場にない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 30 年 5 月 30 日	○ 諮問
平成 31 年 2 月 26 日 (第 193 回部会)	○ 審議
3 月 29 日	○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
令和 元年 5 月 23 日 (第 196 回部会)	○ 審議
6 月 20 日 (第 197 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会長職務代理者
常 岡 孝 好	学 習 院 大 学 教 授	会 長 (部会長を兼ねる)
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	
堀 内 かおる	横 浜 国 立 大 学 教 授	部 会 員

(令和元年9月6日現在) (五十音順)